

## JSG ニュースレター

### <Tax>

# 「加値型および非加値型営業税」 一部条文改正案が立法院を正式通過

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2024 年 7 月 15 日付で「[加値型および非加値型営業税](#)」（以下「[営業税法](#)」  
という）の[一部条文改正案](#)が立法院を正式通過しました。改正案のポイントは以下の  
とおりです。

改正ポイント	新規追加/改正の内容
第 32 条の 1 (発行した電子発票 の情報を統合サービス プラットフォームに保存 する必要性)	・ 営業者が電子発票を発行した場合、 <b>規定の期限内に電子発票および関連する情報を財政部電子発票統合サービスプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）に保存する義務がある旨を明文化</b> 。送信期限、電子発票の発行および関連する必要な情報の範囲については、財政部に委任の上公布する。
第 48 条の 2 (ペナルティー)	・ 営業者が規定の期限までに又は事実に基づいて電子発票および関連する必要情報を保存しない場合、 <b>新台幣ドル 1,500 元以上 15,000 元以下の過料を科し、その都度ペナルティーを科することができる旨の条文を追加</b> 。

**第 6 条の 1、第 50 条  
(法律規定による用  
語の修正、延滞金)**

・その他の法律規定に合わせた用語の修正。また、期限後納付に係る延滞金の計算、徴収方法は税務調査徴収法により処理する旨を明記。

**勤業衆信の見解**

財政部によると、今般の營業税法条文改正により、買手の營業税の仕入税額控除がより正確に行えるほか、消費者にとっては即時にプラットフォームや統一発票の当選確認アプリを通して、クラウドに保存された電子発票や支払明細を確認できるため、当選リストのデータベースの正確性が確保され、当選者の權益の保障につながります。また、記帳業務提供者はプラットフォームの利用により申告作業が簡素化できる可能性があります。

今後、総統による公布後、財政部は營業税法第 60 条に基づき、行政院の認可を得て施行日を定めます。改正条文の施行前に、関連法規の制定または改正が行われますので、営業者は進展状況にご留意ください。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)

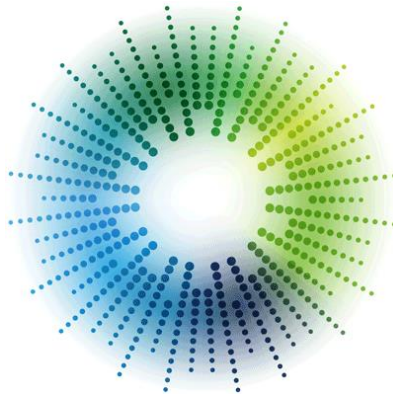


Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数を指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。



## 日商組新聞稿

<Tax>

## 立法院三讀通過

## 「加值型及非加值型營業稅法部分條文」修正草案

立法院於113年7月15日三讀通過「加值型及非加值型營業稅法」（下稱營業稅法）部分條文修正草案。謹彙整草案修正重點如下，後續取得條文將再發布：

修法方向	增訂/修訂內容
第 32 條之 1 (開立電子發票需將資訊傳輸至整合服務平台存證)	· 定明營業人開立電子發票負有依限將電子發票及相關必要資訊存證該部電子發票整合服務平台（下稱平台）義務；至傳輸時限、開立電子發票及相關必要資訊之範圍，授權財政部公告。
第 48 條之 2 (處罰)	· 增訂營業人未依限或未據實存證電子發票及相關必要資訊者，處新臺幣 1,500 元以上 15,000 元以下罰鍰，限期未補正或補正不實，得按次處罰。
第 6 條之 1、第 50 條 (法律規定修正、滯納金)	· 配合其他法律規定修正用語，及逾期繳納稅款加徵滯納金計徵方式，回歸稅捐稽徵法辦理。

## 勤業眾信觀點

財政部表示，修正營業稅法條文可確保買受人正確扣抵營業稅進項稅額，消費者可即時透過平台或統一發票兌獎APP確認雲端發票及查詢消費明細，維護中獎清冊資料庫的正確性，保障兌獎權益。同時，記帳業者可利用平台簡化申報作業。財政部將在總統公布後，依營業稅法第60條報請行政院核定施行日期，並於法案施行前完成相關子法規的訂定或修正，營業人應注意法規進度。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息請點這

日商組官方網站請點這



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所網絡及其相關實體(統稱為"Deloitte 組織")。DTTL(也稱為"Deloitte 全球")每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不能就第三方承擔義務或進行約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他行為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、邦加羅爾、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、孟買、新德里、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。

對於本出版物中資料之正確性及完整性，不作任何(明示或暗示)陳述、保證或承諾。DTTL、會員所、關聯機構、雇員或代理人均不對任何直接或間接因任何人依賴本通訊而產生的任何損失或損害承擔責任或保證(明示或暗示)。DTTL 和每一個會員所及相關實體是法律上獨立的實體。

© 2024 勤業眾信版權所有 保留一切權利